【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年5月21日
【発行者名】	タカラレーベン・インフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　　菊池　正英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長　兼　インフラファンド本部長 菊池　正英
【電話番号】	03-6262-6402
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	タカラレーベン・インフラ投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集　2,123,982,006円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し　111,116,320円 （注）今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
安定操作に関する事項	1．今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年5月10日提出の有価証券届出書（同月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、2018年5月21日開催の本投資法人役員会において、一般募集における発行価格及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
　第1　内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）
　　1　募集内国投資証券
　　(3) 発行数
　　(4) 発行価額の総額
　　(5) 発行価格
　　(13)引受け等の概要
　　(15)手取金の使途
　　2　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）
　　(3) 売出数
　　(4) 売出価額の総額
　　(5) 売出価格
　第5　募集又は売出しに関する特別記載事項
　　1　オーバーアロットメントによる売出し等について

３【訂正箇所】

訂正箇所は、＿＿＿＿＿＿罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2018年5月21日（月）となりましたので、一般募集の申込期間は「2018年5月22日（火）から2018年5月23日（水）まで」、払込期日は「2018年6月1日（金）」、受渡期日は「2018年6月4日（月）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「2018年5月22日（火）から2018年5月23日（水）まで」、受渡期日は「2018年6月4日（月）」、シンジケートカバー取引期間は「2018年5月24日（木）から2018年6月21日（木）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

１【募集内国投資証券】

（３）【発行数】

＜訂正前＞

19,618口

（注）　2018年5月10日（木）開催の役員会において決議された公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先（後記「(16) その他　(ホ)」に定義されます。）から980口を上限として借り入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項　1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

＜訂正後＞

19,618口

（注）　2018年5月10日（木）開催の役員会において決議された公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先（後記「(16) その他　(ホ)」に定義されます。）から借り入れる本投資口980口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項　1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（４）【発行価額の総額】

＜訂正前＞

2,164,000,000円

（注）　後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、2018年4月25日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

2,123,982,006円

（注）　後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

（５）【発行価格】

＜訂正前＞

未定

（注1）　発行価格等決定日（後記「（13）引受け等の概要」に定義されます。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）から第5期（2018年5月期）に係る1口当たりの予想分配金（予想利益超過分配金は含みません。）3,444円及び予想利益超過分配金464円を控除した金額に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、本件第三者割当（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項　１オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://tif9281.co.jp/）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（注2）　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2018年5月21日（月）から2018年5月23日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る本投資口1口当たりの払込金額）を決定します。

（注3）　後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

＜訂正後＞

1口当たり113,384円

（注1）　発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）は、108,267円です。

(注2) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、本件第三者割当（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項　1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、2018年5月22日（火）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://tif9281.co.jp/）において公表します。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり5,117円）となります。

（１３）【引受け等の概要】

＜訂正前＞

以下に記載する引受人は、2018年5月21日（月）から2018年5月23日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受 投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	
合　　計	－	19,618口

（中略）

(注4) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

＜訂正後＞

以下に記載する引受人は、2018年5月21日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（1口当たり108,267円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり113,384円）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり5,117円）となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受 投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	11,183口
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	7,847口
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	588口
合　　計	－	19,618口

（中略）

(注4)の全文削除

（１５）【手取金の使途】

＜訂正前＞

一般募集における手取金2,164,000,000円については、後記「第二部 参照情報　第2 参照書類の補完情報　2 投資対象　① 第5期取得資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(注1)による新投資口発行の手取金上限108,000,000円については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当し、又は手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注1)　詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項　1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注2)　上記の手取金は、2018年4月25日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

一般募集における手取金2,123,982,006円については、後記「第二部 参照情報　第2 参照書類の補完情報　2 投資対象　① 第5期取得資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(注)による新投資口発行の手取金上限106,101,660円については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当し、又は手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注)　詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項　1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注1)の番号削除及び(注2)の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（3）【売出数】

＜訂正前＞

980口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から980口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://tif9281.co.jp/）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

＜訂正後＞

980口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から借り入れる本投資口980口の売出しです。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。）について、2018年5月22日（火）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://tif9281.co.jp/）において公表します。

（4）【売出価額の総額】

＜訂正前＞

113,000,000円

(注) 売出価額の総額は、2018年4月25日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

111,116,320円

(注)の全文削除

（5）【売出価格】

＜訂正前＞

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

＜訂正後＞

1口当たり113,384円

(注)の全文削除

第５【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１　オーバーアロットメントによる売出し等について

＜訂正前＞

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から980口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、980口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による指定先からの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は、本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（後略）

＜訂正後＞

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から借り入れる本投資口980口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

＜削除＞

（後略）